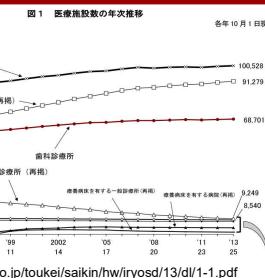


特定機能病院

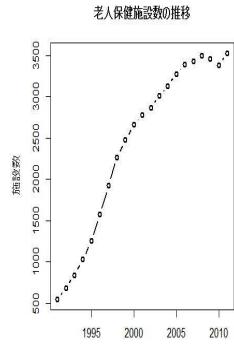
- 医療法第四条
 - ・国、都道府県、市町村、第四十二条第二項に規定する特別医療法人その他厚生労働大臣の定める者が開設
 - ・十以下の要件を満たせば都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。
 - 紹介されてきた患者への医療、他施設の医療従事者の診療、研究又は研修のための施設利用提供体制
 - 救急医療を提供
 - 地域の医療従事者への研修
 - 入院施設
 -
 - ・都道府県知事は承認前に都道府県医療審議会の意見を聞く
 - ・地域医療支援病院でない病院が紛らわしい名称を付けてはならない。



保健行政論 2019.4.23

11

介護老人保健施設



- 医療法第1条の6「介護老人保健施設」とは、介護保険法の規定による介護老人保健施設をいう。
- 介護保険法の「介護老人保健施設」規定
 - ・第96条 心身の状況等に応じて適切なサービス提供
 - ・第97条 療養室、診察室、機能訓練室等の厚生労働省令で定める施設と医師、看護師、介護支援専門員等の従業者を有する
 - ・基準変更の際、厚生労働大臣は社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。
 - ・第105条:休廃止の届出、従事者の監督、X線装置設置等について、病院又は診療所についての医療法の規定に準じる
- 介護老人保健施設は医療法、健康保険法などでは「病院」「診療所」ではない。他の法律では「病院」「診療所」に含む
- 2013年現在、全国で3,993施設、収容定員357,246人にとどまる
- 療養病床削減の受け皿の1つとしては不十分

保健行政論 2019.4.23

データ出典: <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/201.xls>

13

- 医療法第二条 この法律において、「助産所」とは、
 - ・助産師が
 - ・公衆又は特定多数人のため
 - ・その業務(病院又は診療所において行うものを除く。)を行う場所をいう。
- 2 助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦十人以上の入所施設を有してはならない。
- 医療法第十四条 助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又はじょく婦を入所させてはならない。ただし、他に入院させ、又は入所させるべき適当な施設がない場合において、臨時応急のために入所させるときは、この限りでない。
- 2013年末、全国で2,779。うち分娩を扱うのは445。
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001127716>
- 2015年度末には全国で2,793(うち分娩を扱うのは408)に減
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001162868>

保健行政論 2019.4.23

助産所

- 詳細は薬事法により規定されている。
- 2013年度末の薬局は57,071(下URL第8章1)。
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001127716>
- 医療法第一条の二の2項「医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設(以下「医療提供施設」という。)、医療を受ける者の居宅等において、……」
- 薬事法第6条により、「薬局」の名称は、薬局開設許可を受けた店舗でしか使用できない。薬剤師の常駐と調剤室が必要。
- 基準薬局:都道府県薬剤師会が定めた基準を満たす薬局。
- 院内の薬局(?):法的には「調剤所」といい開設許可不要。ただし他の医療施設からの処方箋を調剤できないし一般用医薬品の販売もできない
- 「患者のための薬局ビジョン」(2015年10月23日厚労省)
門前薬局→かかりつけ薬局へ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000102179.html>

保健行政論 2019.4.23

薬局

医療圏

- 医療法第5章 医療提供体制の確保
 - ・第三十条の三 厚生労働大臣が医療提供体制確保のための基本方針を定める
 - ・第三十条の四 都道府県は基本方針に基づき医療計画を定める
 - 医療計画には、都道府県レベルの事業目標、医療連携体制、省令で定める疾病的治療・予防、救急医療等確保事業、在宅診療、医療従事者の確保、などに加え、二次医療圏(二の10)と三次医療圏(二の11)の設定が含まれる。
 - ・第三十条の五 都道府県は必要に応じて市町村あるいは医療保険者等に情報提供を求めることができる
 - ・第三十条の六 医療計画の調査・分析・評価に基づく見直し
 - ・第三十条の七 医療提供施設の協力義務
 - ・第三十条の八 厚生労働大臣の助言
 - ・第三十条の九 国から都道府県への費用補助
 - ・第三十条の十 病院又は診療所の不足している地域への病院又は診療所の整備義務(国、都道府県)
 - ・第三十条の十一 知事から開設者・管理者への勧告
 - ・第三十条の十二 都道府県の救急医療従事者確保義務

保健行政論 2019.4.23

14

地域における連携

- 医療法に定める「医療連携」~病診連携・病病連携
 - ・診療所はプライマリケア十手に負えない患者を病院に紹介。緊急時には短時間で搬送できるようなシステムが望ましい。
 - ・その意味で、保健所、保健センター、医療機関、福祉施設の連携が必要→地域保健計画の適切な整備が重要。
- 大前提としてプライマリケアの充実が必要
 - ・英国のGPやキューバのファミリー・ドクターは好例(次スライド)
- 医療制度改革(医師数/病床数や看護師数/患者数が一定の基準を満たせば一例:7対1とか10対1診療報酬が加算される等の規定により、急性期に高度医療や手厚いケアを行う病院を差別化し、それ以外の病院の医療費を下げようとした)→急性期として指定を受けなかった病院は、仮に脳卒中や心筋梗塞の患者の治療をできる医師がいて対応しても診療報酬削減→中小の病院は次々に経営破綻に陥る→2016年中医協答申で入院基本料評価見直し
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujuhou-1240000-Hokenkyoku/0000114364.pdf>
- 2014年2月の中医協答申で、主治医機能の評価としての診療報酬加算や、訪問看護への診療報酬加算が提言された→2016年はより推進(2025年ゴールの地域包括ケア推進の枠組みで)
- 本日のレポート課題:あなたの考える理想の医療連携は?

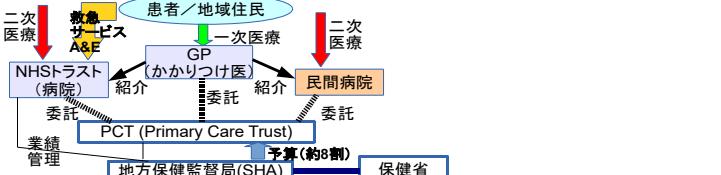
保健行政論 2019.4.23

17

(参考)英国のGPとキューバのファミリードクター

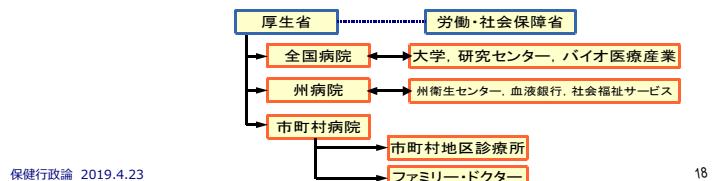
英國NHSにおけるサービスと財の流れ

(出典:武内・竹之下『公平・無料・国営を貫く英国の医療改革』集英社新書、2009年)



キューバの福祉医療制度の概要

(出典:吉田太郎『世界がキューバ医療を手本にするわけ』集英社新書、2007年)



保健行政論 2019.4.23

18